

令和 6 年度 第 2 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
日 時	令和 6 年 11 月 19 日（火） 午後 5 時 30 分から午後 7 時 00 分
場 所	練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
出席者	（委員 22 名） 市川会長、内藤会長代理、石原委員、岩月委員、岩橋委員、太田委員、河原委員、小山委員、竹中委員、野間委員、大羽委員、関口委員、山崎委員、奈良委員、臼井委員、高原委員、加藤（雄）委員、志寒委員、永沼委員、石川委員、加藤（均）委員、早瀬委員 （区幹事 9 名） 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長、ほか高齢社会対策課職員 4 名
傍聴者	0 名
議 題	（１）今後の認知症に対する施策の動向 （２）第 9 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の令和 5 年度末現況について （３）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金における令和 6 年度評価結果について
資 料	1 次 第 2 委員名簿および座席表 3 資料 1 今後の認知症に対する施策の動向 4 資料 2 第 9 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の令和 5 年度末現況について 5 資料 3 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金における令和 6 年度評価結果について 〔参 考〕 1 介護保険状況報告（9 月分） 2 介護保険事業計画における計画値と実績値の比較 3 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析 4 認知症カフェ マップ 5 介護家族の会 マップ

1 開 会

【会長】

ただ今より、第2回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

<出席状況、傍聴者の状況の報告、配付資料の確認>

2 議 題

【会長】

それでは、次第に従いまして、議題に入ります。

議題（1）今後の認知症に対する施策の動向について、内藤会長代理より論点整理をお願いいたします。

【会長代理】

1 枚目、2 枚目「共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要」について。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」という法律が成立し、今年の 1 月に施行されました。「共生社会の実現を推進するための」という文言が頭についているのが重要です。

この法律は認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人だけではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が、相互の人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会を実現することを目的にしています。認知症の人を一方的に支援するというのではなく、地域で共生していくためにどうすれば良いのか考えることが今後の大きな目標になってくると思います。

3 枚目「わが国における認知症およびMC I（軽度認知障害）の患者数と有病率の将来推計」について。

以前は、2025 年に認知症が 700 万人、MC I が 300 万人程になると予測され、700 万人時代や 1,000 万時代と言われていました。これが 10 年後に推計し直したところ、2025 年の段階で認知症患者数の推計は 470 万人に抑えられ、200 万人程減りました。しかし、MC I が 564 万人ということで、認知症と MC I の人の総数は約 1,000 万人と変わっていません。

4 枚目「認知症施策推進基本計画（案）の概要」について。

国が定める認知症施策推進基本計画は、案として示され意見を求めているところです。位置づけに書いてありますが、この計画に基づき、地方自治体は推進計画を策定することが努力義務となっています。重要なのがⅣの重点目標で、4つの指標が掲げられています。1つ目に、新しい認知症の理解が国民の間で進んだかどうかという指標。2つ目に、本当に認知症の人の意志が尊重されているかどうかという指標。3つ目に、認知症の人、家族等の地域での安心な暮らしが達成できたかどうかという指標。4つ目に、新たな知見や技術の活用ができたかどうかという指標。この4つの指標で評価しようということになっています。

5 枚目、6 枚目「重点目標・評価指標」について。

プロセス指標はどんなことをしているか、アウトプット指標は実際の取組、アウトカム指標はそれによってどんなことが起きたのか、という評価指標です。

9 枚目「認知症総合支援事業（現在）」について。

認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、認知症サポーター等が質・量ともに充足することが求められています。

10 枚目「認知症の人の社会参加推進事業」について。

東京都は認知症施策推進計画を策定中ですが、先行して認知症の人の社会参加を推進する事業を行っています。町田市では、地域の関係機関や民間企業が参加した社会参加に関するイベントなど、先駆的な事例に取り組んでいます。

11 枚目「要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合」について。

第 9 期計画から抜粋した認知症に関する統計です。要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合を認知症に関する日常生活自立度という指標で測っています。自立度 I の人が MC I とほぼ重なる領域だと思いますが、かなりの割合であることが分かります。64 歳以下の要介護認定者の中でも 6 割程度が認知症状で何らかの介護や支援が必要な状態になっており、要介護認定者の中で認知症の人の占める割合が年々増えているという現状があります。

12 枚目「高齢者がいる世帯の状況」について。

ひとり暮らし高齢者の世帯割合は全体で 47%を占めています。ひとり暮らし高齢者に加え、高齢者のみで構成される世帯（複数世帯）を合わせると、7 割を超えることになります。

13 枚目「認知症施策で必要なこと」について。

1 番は認知症の兆候を早期に発見できる仕組みづくりということで、半分ぐらいの人が必要だと答えています。しかしアルツハイマー型認知症をはじめ、認知症自体が治ることはなかなか難しい状況があり、早期発見後の課題が残っています。実はこの早期診断が、2 番目に回答の多い介護している家族の負担の軽減という非常に大きなテーマに繋がっていきます。

14 枚目「今後の課題」について。

認知症の人、そして介護家族の声を聴いて施策に反映させるというのが、大きなテーマになるということとは間違いありません。そして認知症に対する意識向上、軽度認知症・MC I への対応、家族への支援。また、認知症ケアパスの再検討については現状、世帯状況等があまり考慮されていないため、ひとり暮らしで認知症になった人をどう支援するかというようなことを考えていかなければなりません。介護基盤の整備も同じことが言えます。最後に医療との連携、特に認知症疾患医療センターを 23 区各地に置くことになっていますので、医療との連携をさらに深めていくということが重要と考えます。以上です。

【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

認知症の人に対する災害時対応について教えてください。

【高齢施策担当部長】

練馬区では、避難行動要支援者名簿を作成しており、介護度の高い方も福祉避難所を利用しただけよう名簿の整理をしているところです。現在は、こういった方を対象に「いつ・誰が・どこで・どのように」避難するかを具体的に記載した個別支援計画の作成を進めています。ご自身で作成することが困難

な場合は、福祉専門職の方等へ作成を依頼し、事業者、民生委員、消防団の方等の協力を受けて一緒に作成を進めています。

【委員】

認知症施策で一番重要なことは、認知症の早期発見の仕組みづくりだと感じています。現状、仕組みづくりは進んでいるのでしょうか。また、認知症薬が出てきていますが、今後の展望について教えてください。

【会長代理】

新しい認知症薬の研究は進んでおり、臨床試験の結果では認知症の進行を遅らせることが示唆されていますが、現時点では回復するところまでは難しいとされています。治療には一定の費用がかかることもあり、今後の研究と技術の進展に注目しています。

【高齢者支援課長】

認知症の症状を早期発見する、もの忘れ検診を練馬区医師会と連携して実施しています。70 歳以上の希望者全員に利用していただくことができ、チェックリストでMC I の疑いがある場合には、医療機関につながります。令和 6 年 3 月には順天堂練馬病院と協定を結び、検診結果をお持ちの方はアミロイドβ 検査を受けられるようになりました。MC I は認知症ではないので、適切な介護予防事業で社会参加していただきたいと考えています。

【委員】

もの忘れ検診を任意ではなく義務化できないでしょうか。

【高齢者支援課長】

もの忘れ検診の受診券は 70 歳と 75 歳の方全員に送付しています。もの忘れ検診を受けなくても、チェックリストを活用いただき、医療機関に行っていただくこともありますので、適宜チェックリストを活用していただきたいと考えています。

【会長】

本人の意思もあるので、義務化は難しいと思います。医療でできることは限られるので、生活の中で安定を図っていくこと、また家族を孤立させないようにすることも大切かと思います。

【高齢施策担当部長】

医療のみではなく、本人らしく生きていけるようにするにはどうすれば良いに注力する必要もあると思います。そのためには、本人・家族を両輪で支えていきたいと考えています。

【委員】

認知症やMC I の患者数はどのように推計しているのでしょうか？

【会長代理】

いくつかの市町村で住民全体の認知症やMC I のデータを取得し、日本の総人口に当てはめて推計しています。

【委員】

認知症は、単にもの忘れではなく、人とのつながりが遮断されていくことの恐怖心だと本で読んだことがあります。認知症カフェなどのほかにも、例えば美術館でワークショップを開くなど他機関と連携し、認知症の人も包摂するような事業を行えると良いと思います。

【会長代理】

今までにない取り組みを考えていくことが重要かと思います。認知症の方には軽度の人もたくさんいらっしゃるので、町田市のような認知症の人の仕事内容のアイデア出しなど幅広い取り組みが必要だと思います。

【高齢者支援課長】

教育部門と連携した取組として、認知症サポーター養成講座を小学生向けに実施しています。認知症月間である9月には、養成講座を受けた子どもから認知症の人へのメッセージを展示し、本人ミーティングへ参加された方にご覧いただくという機会を設けました。このような他機関との連携事業も増やしていきたいと考えています。

【委員】

2点あります。1点目は、認知症カフェや介護家族の会で聞き取った声というのは、どこで知ることができるのでしょうか。2点目は、私も部署横断的な取り組みが重要だと思うのですが、どの部署と連携可能かということがわかる計画等はあるのでしょうか。

【高齢者支援課長】

在宅療養推進協議会認知症専門部会に介護家族の会の委員がおり、会議の中でご発言いただいているので区のホームページに掲載されている議事録で読むことができます。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって第9期計画書の144ページに記載があるとおり、全庁的な部署が関わっています。

【高齢施策担当部長】

練馬区地域福祉計画という計画がありますが、認知症や障害をお持ちの人なども含めた内容となっております。また、例えば住宅に関することなどは住宅部門と連携して作成するなど、区一丸となって、認知症施策、高齢者施策に取り組んでいます。

【委員】

ケアマネジャーの立場として、認知症が進んでいるけれど体が元気で施設に入れない方、ショートステイ利用後リズムが崩れて認知症状が進んでしまう方などを見てきました。また、介護家族の通院時に介護保険でヘルパーを使えないといったような介護保険外サービスについて、他区では少額で利用できる横出しサービスのようなものがあります。同じサービスをして欲しいということではありませんが、本当に困っている介護家族に対し提案できるよう、練馬区独自のサービスについて推進していただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。練馬区介護サービス事業者連絡協議会等でご提案していただくのがよろしいかと思います。

【委員】

ひとり暮らしの認知症の人の多さに衝撃を受けました。介護サービスに繋がなければならない人に、予め社会参加してもらうような仕組みづくりを 10 期計画に向けて知恵を出し合っていきたいと思います。

【委員】

認知症の人が電車にはねられ、鉄道会社から多額の賠償金請求をされた事例がありましたが、区として補償制度等はあるのでしょうか。

【高齢者支援課長】

個人賠償の補償制度などはありませんが、徘徊行動のある認知症高齢者に対し位置情報提供サービスの利用料を助成するサービスがあります。また、ご家族の要請で警備会社の方が駆け付けるといったサービスもあります。

【会長代理】

なお賠償金については、最高裁で賠償は取れないという判決が出ましたので付け加えさせていただきます。

【会長】

次に、次第の議題（2）第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の令和5年度末現況について、高齢社会対策課長よりお願いします。

【高齢社会対策課長】

＜資料2 「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の令和5年度末現況について」の説明＞

【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

介護人材が不足するのは賃金だけの問題ではないと思うのですが、定着支援は行っているのでしょうか。

【高齢社会対策課長】

まず、介護職の魅力を伝えるのが大切だと考えており、練馬区では介護に関する基礎知識を学ぶ介護従事者養成研修を行っています。就業後も様々な研修を受講していただき、最後には介護福祉士の資格をとっていただくといったキャリアアップの仕組みを整えています。さらに、定着支援として練馬福祉人材育成・研修センターで悩み相談やメンタルケアも行っています。

【会長】

ケアマネジャー不足は特に深刻です。早急に対応策を検討する必要があります。また、生活支援コーディネーターの質の確保や練馬区としての基準を示す必要もあると思います。

【高齢者支援課長】

生活支援コーディネーターについては、地域包括支援センター27所に第2層の職員を一人ずつ配置します。第1層の職員は区職員が担い、後方支援を行います。

【委員】

人材不足が理由で児童相談所の開所を遅らせた区がありました。介護職員についても同じことが起こり得ると思うので、介護人材の流出を食い止める必要があると思います。

【委員】

外国人介護職員の囲い込みのために、光が丘の介護福祉士養成施設を活用することも必要だと思います。

【会長】

次に、議題（3）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金における令和6年度評価結果について、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

<資料3 「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金における令和6年度評価結果について」の説明>

3 閉 会

【会長】

次回日程等について事務局よりお願いします。

【事務局】

<次回の開催予定の連絡>

【会長】

最後に高齢施策担当部長から挨拶をお願いします。

【高齢施策担当部長】

本日は色々にご意見いただきましてありがとうございます。皆様の活発な意見が生きた意見として我々に伝わります。そのような意見を踏まえて、これから先も進んでまいりたいと思っています。今年の9月に閣議決定された高齢社会対策大綱に、高齢者が住みやすい社会を作ること、他世代にとっても優しく暮らしやすい社会だということが書かれてありました。我々もそういう社会を作っていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。本日もどうもありがとうございました。

【会長】

これをもちまして、第2回練馬区介護保険運営協議会を閉会します。